

ひとり親世帯下水道使用料負担軽減助成金の支給について

ページ番号
1003635

物価高騰の影響による経済的負担が特に大きいと考えられる世帯を支援するため、町内のひとり親世帯に対し、下水道使用料の負担を軽減するために助成金を支給します。

助成内容

町が指定する納入期限までに支払った下水道使用料のうち、基本料金に相当する額。(2,860円/月)

対 象 者 ①と②の要件を両方とも満たす人

- ①住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき町の住民基本台帳に記録されており、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律129号)に規定される母子家庭および父子家庭に該当する世帯において、下水道使用料の納入義務者となっている人
- ②町税などに未納がない人

申請方法

養老町ひとり親世帯下水道使用料負担軽減助成金交付申請書(様式第1号)を健康福祉課までご提出ください。
(令和8年度は8月請求分より助成いたしますので、8月請求分から助成を希望する場合は8月末までにご申請ください)

☎ 健康福祉課 ☎32-1105

児童扶養手当の現況届の提出をお願いします

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。現在、児童扶養手当の資格がある人(所得制限で支給停止になっている人も含む)は8月中旬に現況届を提出してください。現況届を提出しないと11月以降の手当が受けられなくなります。なお、現況届の関係書類については、受給者宛に送付しています。添付書類が必要な場合がありますので、同封のお知らせにしたがって手続きをしてください。

■提出期間

8月3日(月)～31日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

■持ち物

児童扶養手当証書・その他必要な書類

児童扶養手当受給資格者は一部支給停止適用除外事由届出書の手続きを忘れずに！

ページ番号
1001964

児童扶養手当については、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、もしくは養育している3歳未満の児童が3歳到達から5年を経過した場合などに、手当額の一部が支給停止されることとなっています。しかし、就労・求職活動などの自立に向けての活動をしている場合、または一定の障がい等に該当している場合や負傷・疾病などを理由に就労ができないと判断される場合には、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。申請様式については子ども課にてお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

☎ 子ども課 ☎32-5078

通信サービスのご相談は CCNet !



地域の防災・防犯情報をリアルタイムに放送中!



●インターネット ccNet 光 ●ケーブルスマホ

CCNet株式会社 養老支局 (養老町押越 1129-2)
窓口営業時間: 月～金 (10:30～16:00)

フラワーギフト

こころにとどく

花キューピット

(株)花の店カトー

〒503-1316
岐阜県養老郡養老町押越37番地39

営業時間

9:00～18:00

祝 日

9:00～12:00

定休日

日曜日